

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 117
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

厚生労働省令和7年度補正予算「医療・介護等支援パッケージ(医療分野)」のご案内(診療所、有床診療所)

鳥取県では医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の申請を受け付けています
【診療所等物価支援事業のみ：(令和7年度支払い予定分) 令和8年3月10日(火)まで】
※今回申請の受付を開始したのは、「物価支援事業」のみとなっています。

【支給対象】

- 診療所等物価支援事業
有床診療所、無床診療所(医科・歯科)及び薬局
※病院については、国へ直接申請いただく必要がございます。
(厚労省のホームページ <https://x.gd/tJ8qY> をご参照ください)

【支給金額】

- 施設の区分に応じて変わります。
制度の詳細内容は鳥取県医療政策課のホームページをご覧ください。
無床診、歯科診療所……………1施設あたり170,000円

有床診 ……………使用許可病床数×1.3万円
(13床以下の場合は1施設×17万円)

【申請期限】

○令和8年3月10日(火)必着

- ※上記の期限までに提出された場合、令和7年度中に支払われる予定です。
- ※本事業は令和8年度に繰越して実施する予定とされており、
期限後も申請は可能と通知されております。(令和8年度分の申請書の受付、
交付決定及びお支払いは令和8年4月以降となります。)

【手続き】

- 別紙様式1を電子メール、郵送又は持参により提出
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220(本庁舎2階)
医療政策課 医療政策担当
※申請書は鳥取県ホームページもしくは右記二次元コード
からダウンロードできます。

【問い合わせ先】

鳥取県 福祉保健部 健康医療局 医療政策課
☎0857-26-7182

【「医療機関等の賃上げ・物価上昇に対する支援事業」のQ&Aが発出】

厚労省から「医療機関等の賃上げ・物価上昇に対する支援事業」に関して、
Q&Aが出されました。右記二次元コードから詳細をご確認ください。

